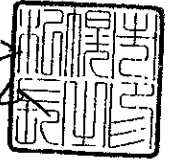


札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月 26 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 12 号

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 第9条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 納付義務者及びその世帯に属する被保険者（次号及び第4号において「納付義務者等」という。）につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
  - (2) 納付義務者等につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
  - (3) 納付義務者の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
  - (4) 納付義務者等につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 第10条の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改める。
- (3) 第11条第1号イ中「及び高齢者医療確保法」を「、高齢者医療確保法」に、

「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の納付に要する費用に」を「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用（カ及び次号イにおいて「道負担金納付費用」という。）に」に改め、同号カ及び同条第2号イ中「北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用」を「道負担金納付費用」に改める。

- (4) 第12条第1項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。
- (5) 第15条の2の4第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。
- (6) 第15条の5の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条又は第19条の3から第19条の5までのいずれかの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条第1項の規定による保険料の減額又は免除を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付

を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減額又は免除の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の7 納付義務者から徴収する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、その合計額が3万円を超える場合は、3万円とする。

2 前項の規定により算定した納付義務者から徴収する子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は納めることを要しない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第15条の8 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により北海道が算定する数値（以下この項において「市町村標準保険料率」という。）のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の数値

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(7) 第19条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「以下の項において同じ」を「(以下この条において「総所得金額等」という)に、「金額)を」を「金額。次号、第3号及び第5項第1号から第3号までにおいて同じ。)を」に改め、同項第2号中「前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を「総所得金額等」に、「(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5千円」を「に31万円」に改め、同項第3号中「第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を「総所得金額等」に、「(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円」を「に57万円」に改め、同条第2項中「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法」を「総所得金額等は、地方税法」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 次の各号のいずれかに掲げる納付義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の7第1項本文の納付義務者から徴収する子ども・子育て支援納付金賦課額から、当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）とする。

(1) 総所得金額等の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数（次号及び第3号において「対象者数」という。）を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数（次号及び第3号において「18歳以上対象者数」という。）を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 総所得金額等の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に31万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前号に該当する者を除く。）

アに掲げる額に対象者数を乗じて得た額、イに掲げる額に18歳以上対象者数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 総所得金額等の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に57万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前2号に該当する者を除く。）

アに掲げる額に対象者数を乗じて得た額、イに掲げる額に18歳以上対象者数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- (8) 第19条の2中「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に、「次項において同じ。）」とするを「)及び」とするに改める。

- (9) 第19条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「おいて、」の次に「同項各号列記以外の部分中」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金賦課額」と読み替えるものとする。

- (10)第19条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあるのは「第19条第5項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と読み替えるものとする。

- (11)第19条の4第1項中「第4項」を「第5項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に

改め、同条第2項及び第3項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条第1項本文」とあるのは「第15条の7第1項本文」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

(12)第19条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第19条第1項」とあるのは「第19条第5項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

(13)第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「18歳未満被保険者」という。）が属する場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の9第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項、前条第4項において読み替えて準用する同条第1項又は同条第8項において読み替えて準用する同条第5項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金

賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合に  
あつては、当該減額後の額) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た  
額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料  
について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例に  
よる。